

○南あわじ市姉妹都市・友好市町交流事業補助金交付要綱

平成31年 3 月27日

告示第25号

改正 令和 4 年 3 月30日告示第21号

南あわじ市姉妹都市・友好市町交流事業派遣規程（平成17年南あわじ市告示第127号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、姉妹都市又は友好市町との友好親善を通じて各市町との相互理解を深めるため、姉妹都市又は友好市町との交流事業を実施する各種団体に対し予算の範囲内で交付する補助金に関し、南あわじ市補助金等交付規則（平成17年南あわじ市規則第147号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象団体）

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 団体の所在地及び活動拠点が市内にあること。
- (2) 小学校就学年齢以上の市民5人以上で構成されていること。
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的としない非営利団体であること。
- (4) 責任者等が明確であり、活動の遂行能力、資金の管理能力等を有すること。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、対象団体が実施する市の国内における姉妹都市又は友好市町との交流事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 教育、歴史、文化、スポーツ等による親善交流
- (2) 農林水産業、商工業等の地場産業の振興又は地域づくりに取り組むための視察研修
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。

- (1) 観光を主たる目的とするもの
 - (2) 営利を目的とするもの
 - (3) 公務によるもの
 - (4) 政治的活動又は宗教的活動を目的とするもの
 - (5) 学校教育の一環として行われるもの
 - (6) 他の補助金等の交付を受けているもの
- (対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交通費（車等使用料及び借上料を含む。）
- (2) 宿泊費（参加者1人当たり1泊につき上限1万円）
- (3) 交流のため必要な大会費、参加費（飲食費を除く。）

2 補助金額は、対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額と50万円を比較して少ない方の額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 規則第4条に規定する申請は、姉妹都市・友好市町交流事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、規則第5条第1項に規定する交付決定をしたときは、姉妹都市・友好市町交流事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、対象事業が完了した日から起算して30日以内に、姉妹都市・友好市町交流事業実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 参加者名簿
- (3) 領収書等の写し
- (4) 実績を示す写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第8条 市長は、規則第11条第1項に規定する補助金の額を確定したときは、姉妹都市・友好市町交流事業補助金確定通知書（様式第4号）により補助業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 規則第13条に規定する補助金の請求は、姉妹都市・友好市町交流事業補助金交付請求書（様式第5号）により行うものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第21号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。